

## 第3回広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例検討委員会 意見の内容と県の考え方について

### 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	<p><b>【条例に第16条を追加することについて】</b>            担当部署から意見があったとのことであるのでそれなりの理由があるものと考えているが、なぜ必要なのか、これだけでは私にはわからなかった。この条文がなくても市町で地域の実情に応じた条例は作れるのではないかと。先行他県の自転車条例でもこのような表現の条文が入っているのだろうか。</p> <p>この条文を入れると、県条例と市町の条例が抵触する場合に市町の条例が優先すると受け取られてしまわないか(そうすると地方自治法第2条第16項に反しないか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の条例で規制がされていない事項について規制する条例（横出し条例）については、第16条を規定しない場合にも、市町で条例は作れるが、県の条例よりも厳しい規制（上乗せ条例）を設けることとしたときに、法第2条第6項「都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。」の規定に違反することとなり、県の条例が優先されてしまう。</li> <li>○ このことを防ぐため、県の条例において「その地域の実情等に鑑み上乗せをすることを許容する」旨の規定を設けることにより、市町による同様の条例制定を容認する旨を規定することとした。</li> <li>○ 先行他県にもこのような条文が入っているところもあり、県としては、地域の実情に応じて規制を強化することは、県条例の目的に沿うため、推奨していきたいと考えており、条文を入れている。</li> <li>○ 市町が「県条例と市町の条例が抵触する場合に市町の条例が優先する」と受け取らないように逐条解説に記載をする。</li> </ul>
2	<p><b>【制定後の周知方法等】</b>            周知のための資料やマニュアル的なもの(特にヘルメット、事業者の安全教育、保険加入)があれば、広報・啓発の際に混乱することがなくなるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見のとおり、条例の制定の内容について、広報・啓発の際に混乱することがないように周知方法等の検討を進めていく。</li> </ul>
3	<p><b>【条例 第4章関係】</b>            ○自転車損害保険等の加入義務化の周知については、自転車販売店店頭と学校での周知が効果的であると考えます。周知に使用する県下統一のポスター、チラシの製作をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見のとおり、自転車販売店店頭や学校等へポスター・チラシの配布をすることは効果的であると考えことから、県としては、ポスター・チラシの作成を予定しており、内容については、関係機関の協力を得ながら、検討を進めていく。</li> </ul>

No.	意見の内容	県の考え方・対応
4	<p>【条例 第4章関係】</p> <p>○他県では、ホームページで主な自転車損害保険等を紹介している事例があります。外部サイトにリンクしており、使い勝手がよいと感じた。</p>	<p>○ ご意見のとおり、ホームページを活用した広報・啓発は効果的であると考えられることから、県としては、WEBページの作成を予定しており、掲載方法や内容については、日本損害保険協会等の協力を得ながら、検討を進めていく。</p>
5	<p>【幼児のヘルメット及びシートベルトの着用について（条例第12条）】</p> <p>第2回の検討委員会で、幼児用のヘルメットは道路交通法での規定はあるが、シートベルトの着用について法律上の規定がないため、これを明記するためにセットにしているとの説明があった。</p> <p>幼児と高齢者、一般利用者に対し、ヘルメットをかぶることについての着用努力義務についての扱いが同じであるならば条文作成上のテクニックだけで掲載は可能であるので、東京都や他県の例に倣い、明記すべきである。排除すべき理由はないと解する。</p> <p>《例示案》</p> <p>（ヘルメット及び幼児のシートベルトの着用）</p> <p>第12条 自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用するとともに、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「幼児」という。）を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に、幼児用座席に備えられたシートベルトを着用させるよう努めるものとする。</p>	<p>○ 幼児は自転車の転倒を予測、あるいは自分自身で身を守る能力が低く、事故によって放り出される可能性が極めて高いことから、道路交通法に規定されていない幼児用座席のシートベルトの着用が重要と考えている。</p> <p>○ しかし、シートベルトの着用だけでは頭部に致命傷を負うなど重大な被害に遭うおそれが高いことから、道路交通法に規定されている幼児のヘルメットの着用とセットで着用することを自転車利用者に努めてもらうために、特に明記した。</p> <p>○ 全ての自転車利用者のヘルメットの着用の努力義務化については、観光客への影響や利便性への配慮等を踏まえて検討してきたが、本年4月に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、1年以内に施行されることとなっていることから、条文には規定していない。</p> <p>○ 今後、道路交通法改正の施行を踏まえ、県警等と連携し、全ての自転車利用者を対象にヘルメットの着用促進を図っていくこととしている。</p> <p>○ 県民の方が、本条の内容のみを受け取り、自転車利用者は、ヘルメットを着用しなくてよいと誤解されないように、逐条解説に記載をすることとしている。</p>